

## ○静岡県警察の会計機関の使用する公印の取扱要領の制定 について

(平成13年9月25日甲通達計第62号)

この度、別添のとおり「静岡県警察の会計機関の使用する公印の取扱要領」を定め、平成13年10月1日から実施することとしたので通達する。

なお、静岡県警察の会計機関の使用する公印の取扱いについて（平成8年甲通達計第7号）は、廃止する。

別添

### 静岡県警察の会計機関の使用する公印の取扱要領

#### 1 趣旨

この要領は、静岡県警察公印に関する訓令（平成13年県本部訓令第25号）第10条に基づき、静岡県警察の会計機関が使用する公印の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 準拠

国の会計機関が使用する公印の取扱いについては、国の会計機関の使用する公印に関する規則（昭和39年大蔵省令第22号。以下「国の公印規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

#### 3 公印の種類等

- (1) 静岡県警察において使用する国の会計機関の公印は、国の公印規則に定めるもののうち、別表第1に掲げるものとする。
- (2) 静岡県警察において使用する静岡県の会計機関の公印は、静岡県文書管理規程（平成13年静岡県訓令甲第6号）別表に定めるもののうち、別表第2に掲げるものとする。

#### 4 公印管守者

- (1) 公印を厳正に管理するため、公印管守者を置く。
- (2) 公印管守者は、国の会計機関の公印にあつては別表第1の公印管守者の欄、静岡県の会計機関の公印にあつては別表第2の公印管守者の欄に掲げる者をもって充てる。

#### 5 公印の管守

- (1) 公印は、公印箱に保管し、当直時間帯にあつては、金庫等に格納しておかなければならない。
- (2) 公印は、公印管守者が使用する場合のほか、格納場所以外に持ち出してはならない。

#### 6 公印の申請等

- (1) 公印管守者は、公印を調製し、改刻し、又は廃止する必要が生じた場合は、理由を付して総務部会計課長（以下「会計課長」という。）に申請するものとする。
- (2) 公印の調製及び改刻は、当該公印の公印管守者の申請に基づき、会計課長が行うものとする。この場合において、会計課長は、総務課長に対して公印の登録を申請するものとする。
- (3) 公印の廃止は、当該公印の公印管守者の申請に基づき、会計課長が行うものとする。この場合において、会計課長は、総務課長に対してその旨を通報するものとする。

#### 7 公印の廃棄

- (1) 改刻し、又は廃止したために不用となった公印は、会計課長に引き継がなければならない。
- (2) 会計課長は、前記(1)の規定により公印を引き継いだときは、直ちに、焼却等の方法により廃棄するものとする。

別表第1

種類	公印に表示する文字	公印管守者	備考
歳入徴収官印	歳入徴収官静岡県警察会計担当官之印	総務部会計課長	形式及び寸法については、国の公印規則第3条及び第4条の表に定めるとおりとする。
支出負担行為担当官印	支出負担行為担当官静岡県警察会計担当官之印		
支出官印	支出官静岡県警察会計担当官之印		
契約担当官印	契約担当官静岡県警察会計担当官之印		
物品管理官印	物品管理官静岡県警察本部長之印		
物品出納員印	静岡県警察物品出納官之印		
収入官吏印	収入官吏静岡県警察本部総務部会計課長之印		
資金前渡官吏印	資金前渡官吏静岡県警察本部総務部会計課長之印		
歳入歳出外現金出納官吏印	歳入歳出外現金出納官吏静岡県警察本部総務部会計課長之印		
有価証券取扱主任官印	有価証券取扱主任官静岡県警察本部総務部会計課長之印		

別表第 2

種類	公印に表示する文字	公印管守者	備考
出納員印	静岡県警察本部出納員之印	総務部会計課長	寸法は、21 ミリメートル平方とする。
	静岡県〇〇警察署出納員之印	警察署会計課長	
分任出納員印	静岡県警察本部総務部会計課分任出納員之印	総務部会計課課長補佐	
	静岡県警察本部総務部施設課分任出納員之印	総務部施設課課長補佐	
	静岡県警察本部交通部交通指導課出張分任出納員之印	交通部交通指導課課長補佐 (総務部会計課兼務を命ぜられた者であって、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 51 条の 4 の放置違反金に係る事務を取り扱うものに限る。)	
物品取締員印	静岡県警察本部会計課物品取締員之印	総務部会計課調度第一課長補佐	
	静岡県〇〇警察署物品取締員之印	警察署会計課長	